

山梨県の物品購入契約における入札制度の改善

本県では、「都道府県の公共調達改革に関する指針」(平成18年12月18日全国知事会)の趣旨に沿って、公共工事をはじめ物品購入契約においても入札制度の透明性の確保や公正な競争の促進に向けて、鋭意その改善に取り組んでいます。

■ 電子見積(電子入札)を実施しています。

- ・ 平成18年度から物品発注の大半を占める160万円以下の案件で「電子見積」を導入し、順次拡大しています。
- ・ 電子見積では、インターネットを介して一連の見積り合わせの手続きを行うため、入札参加者の利便性の向上が図られるとともに、見積書提出者がお互いに顔を合わせる機会がなくなるため、競争性が向上するといわれています。
- ・ 更に、電子見積の前提となる入札参加資格申請(指名願い)の電子申請の普及を図り、手続きの迅速化や利便性の向上を図っています。

■ 一般競争入札を拡大します。

- ・ 物品購入の一般競争入札は、従来3,200万円以上の場合に実施していましたが、平成19年度からは、1千万円以上に拡大しました。
- ・ 一般競争入札の拡大にあっては、地元中小企業の受注機会に配慮し、「地域限定型」の一般競争入札としました。

■ 入札関連情報の情報公開を推進します。

- ・ 入札参加資格者名簿、指名停止措置状況、入札結果は県のホームページで公表しています。
- ・ 入札結果については、県民情報センターでの閲覧による公表も行っています。

山梨県の物品購入契約における入札・契約制度の概要

一般競争入札 (WTO案件)	予定価格が3,000万円以上の物品購入を対象としています。	
一般競争入札 ※3 (地域限定型※4)	1,000万円以上～3,000万円未満	〃
指名競争入札	160万円超～1,000万円未満	〃
随意契約 (見積り合わせ※2)	10万円以上～160万円以下	〃
随意契約 (単独随意契約※1)	10万円未満	〃

※1 「単独随意契約」とは、入札や見積り合わせのような競争によることなく、任意に業者と契約を結ぶ方法です。

※2 「見積り合わせ」とは、入札の簡易な方法であり、「見積り入札」とも呼ばれ、数者を選んで見積書の提出を受け、そのうちの最低価格を提示した者と契約する方法です。

※3 一般競争入札(地域限定型)は、平成19年度試行実施、平成20年度本格実施。

※4 「地域限定型」とは、県内に本店を有する業者が対象。

